

消費生活情報

デジタル遺品の生前整理

令和3年「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル庁も設置されました。これにより、インターネットなどの情報通信ネットワークやスマートフォン（以下スマホ）・パソコン（以下PC）などを利用したIT技術によるさまざまな情報サービスが官民共に進展することになります。マイナンバーカードの普及も促進されています。

また、相続の場面においても、電子データによる資産や情報が直接目に見えない「デジタル遺品（相続財産）」として相談の対象になるケースが増えています。

デジタル遺品の相談事例

▽亡くなった父は、PC・スマホを使ってインターネットで株取引をしていたようだが、どここの証券会社か不明で、IDもパスワードも分からないのでどうすればよいか。
▽亡くなった父は、ネットのサブスクリプション（利用

料定額支払い型）サービスを利用してカード決済で利用していたらしく、カードを停止しても元の利用契約が解約出来ていなかったため、まとまった請求が届いた。

▽亡くなった夫のスマホには、ネット銀行やスマホ決済の口座情報が登録されているが、スマホのパスワードが分からず開いて確認できない。

デジタル遺品の種類

▽パスワードのロックが掛かった情報が詰まっているPC
・スマホの機器本体およびUSBメモリーなどの電子記録媒体。

※多くの人が、家族の思い出の写真などをデジタルデータで保存しています。

▽ブログ・SNS・会員サービスなどのインターネット上の個人情報。

▽ネット銀行・ネット証券・FX口座・暗号資産口座などの金融口座情報。

※最近では従来の銀行でも通帳

の発行が有料化され、ネットで残高管理する例が増えています。

デジタル遺品の整理方法

- ①遺言書を作成し、財産目録に記録しておく。
- ②ネットでの取引情報一覧などデジタル遺品リストを作成し、もしもの時に備えておく。

※口座の存在さえ分かれば相続手続きは可能です。

- ③PC・スマホのログイン情報を家族が後で見つけられるようにしておく。

※一定回数以上誤入力すると完全にロックされてしまい、通信会社はロックの解除に応じません。

消費生活に関する相談

府中市消費生活センター
(☎43-7106)

※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木・金曜日10時～12時、13時～16時

※祝日・年末年始は除く。

集団健診の申し込みは12月28日(水)までに!

申し込み受付中

とき 令和5年2月1日(水)～3日(金)、5日(日)～7日(火)

※受け付け時間は8時30分～11時。

ところ リ・フレ

持参するもの 健康保険証

※4月1日現在、40歳以上75歳未満で、健康診査を受診する人は、各医療保険者発行の受診券が必要。

申し込み期限 12月28日(水)

申し込み方法 集団健診予約専用コールセンター

(☎0120-489-422)

または予約専用WEBサイトで申し込んでください。



今年度最後の集団健診です。まだ受診されていない人は忘れずに申し込んでください。

健診項目

▷健康診査・後期高齢者健康診査 ▷胃がん検診 ▷大腸がん検診 ▷肺がん検診 ▷肝炎ウイルス検診 ▷乳がん検診(マンモグラフィ1方向、マンモグラフィ2方向) ▷子宮頸がん検診 ▷骨粗しょう症検診

※70歳以上の人は、無料で受診できます。また、非課税世帯など、料金が減額される場合もあります。詳細は問い合わせてください。

問い合わせ先 健康推進課 (リ・フレ内・☎47-1310)